

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定の変更……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路の指定……………(同)…三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四

### 告示 (選)

- 東京都議会議員補欠選挙 (立川市選挙区) の選挙期日……………六
- 東京都議会議員補欠選挙 (立川市選挙区) の選挙会の場所及び日時……………六
- 東京都議会議員補欠選挙 (立川市選挙区) における開票事務と選挙会事務の合同……………六
- 東京都議会議員補欠選挙 (立川市選挙区) における選挙公報掲載申請期限……………六

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 東京都議会議員補欠選挙 (立川市選挙区) における告示……………六
- …(東京都選挙管理委員会)…

## 告示

### ●東京都告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和五年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

### 名 取 伸 明

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和五年八月十六日	(一) 次に掲げる地番の全部	延長 一七四・五
----------------------	-----------	----------------	----------

福生市大字 福生字武蔵野	幅員 一六・〇
二百十九番	三三三・九四
十五、同番十六、同番十八、同番二十二、同番二十三、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百	

二十六、同番二十九、同番四十二、同番四十三、同番四十五から同番五十一まで、同番五十三から同番五十六まで、同番三十七番六十一から同番六十三まで、同番三十八番一、同番四、同番六から同番八まで、同番十三、同番十四、同番二十二、同番二十四、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

二から同番三十六まで、二百四十九番九、同番十、二百五十一番一、先、同番七、二百五十二番四、同番七、同番八、二百五十三番十、同番十一、二百五十四番一、同番七、同番九、同番十一、二百六十六番四、同番五、二百六十七番四、同番五、二百六十八番四、同番五、二百七十五番十一から同番十三まで、同番二十一から同番二十四まで、同番二十六から同番三十まで、二百七十八番五、同番六、二百七十九番九から同番十一まで、同番十三から同番十八まで、同番二十から同番二十三まで、大字福生字奈賀八百六十番十三、同番十五、八百六十一番

十二から同番十六まで、八百六十二番六、同番九、同番十一、八百六十三番十一、同番十三から同番十五まで、志茂三十七番一、同番五、同番六、三十八番五から同番八まで、三十九番六、同番七、四十番六から同番八まで、八十一番八から同番十一まで、八十三番五から同番七まで、八十四番二、八十五番二、同番三、八十六番六、同番七、八十七番五、同番六、百三十六番八、百三十七番七、百四十一番三、同番七、百四十二番三、同番八から同番十まで、百四十三番五、同番六、百四十四番六、百四十七番五から同番八まで、百四十八番二、百四十九番二、

百七十五番十四から同番十四まで、同番十八、同番十九、百七十六番二、百七十九番八から同番十まで、百八十番二、百八十三番四、同番五、百八十四番七、同番八、百八十五番五から同番七まで、百八十六番四から同番六まで、百八十七番五及び同番六  
 (二) 次に掲げる地番の一部  
 福生市大字 福生字武蔵野 二千二百二十二番三、二千二百二十四番一、二千四百四十五番十六、同番十七、同番二十三、二千二百三十九、二千二百三十八番二、同番三、同番十、二千二百四十一番十八、同番二十、同番二十五、同番五十一、大字福生字志茂

二百五十二番  
三、同番六及  
び二百五十四  
番八

●東京都告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和五年八月十六日

(一) 次に掲げる地番の全部

延長 一一七四・五

部

幅員

福生市大字  
福生字武蔵野

幅員 一六・〇〇  
〆三三・〇〇

二千二百十九番  
十五、同番十六、同番十八、  
二千二百二十二  
番八、同番九、  
二千二百二十三  
番二、同番五、  
同番六、同番  
十、二千二百四  
十一番四、二  
千二百四十二番  
二十、二千

二百五十二番  
三、同番六及  
び二百五十四  
番八

四十五番十、同番十二、同番十六地先、同番十八、同番二十、同番二十五、同番二十六、同番二十九、同番四十二、同番四十三、同番四十五から同番五十一まで、同番五十三から同番五十六まで、二千二百三十七番六十一から同番六十三まで、二千二百三十八番一、同番四、同番六から同番八まで、同番十三、同番十四、二千二百四十番八、二千二百四十一番十五から同番十七まで、同番五十二、同番五十五から同番六十二まで、二千二百五十番六、同番二十一、同番百五から同番百七まで、同番百十一、同番百十二、大字福生字志茂二百十四番十から同番十

三まで、二百五十八番八、同番九、二百四十八番三、同番四、同番十二、同番三十二から同番三十六まで、二百四十九番九、同番十、二百五十一番一地先、同番七、二百五十二番四、同番七、同番八、二百五十三番十、同番十一、二百五十四番一、同番七、同番九、同番十一、二百六十六番四、同番五、二百六十七番四、同番五、二百六十八番四、同番五、二百七十五番十一から同番十三まで、同番二十一から同番二十四まで、同番二十六から同番三十まで、二百七十八番五、同番六、二百七十九番九から同番十一まで、同番十三から同番十八

十から同番二十三まで、大字福生字奈賀八百六十番十三、同番十五、八百六十一番十二から同番十六まで、八百六十二番六、同番九、同番十一、八百六十三番十一、同番十三から同番十五まで、志茂三十七番一、同番五、同番六、三十八番五から同番八まで、三十九番六、同番七、四十番六から同番八まで、八十一番八から同番十一まで、八十三番五から同番七まで、八十四番二、八十五番二、同番三、八十六番六、同番七、八十七番五、同番六、百三十六番八、百三十七番七、百四十一番三、同番七、百四十二番三、同番八から同番十まで、百四十三番五、同

番六、百四十四番六、百四十七番五から同番八まで、百四十八番二、百四十九番二、百七十五番八、同番十九、百七十六番二、百七十九番八から同番十まで、百八十番二、百八十三番四、同番五、百八十四番七、同番八、百八十五番五から同番七まで、百八十六番四から同番六まで、百八十七番五及び同番六

(二) 次に掲げる地番の一部  
 福生市大字 福生字武蔵野 二千二百二十二番三、二千二百二十四番一、二千四百十五番十六、同番十七、同番二十三、二千二百三十七番三十九、二千二百三十八番二、同番三、同番十、二千二百四十一番十八、

同番二十、同番二十五、同番五十一、大字福生字志茂二百五十二番三、同番六、二百五十四番八及び志茂百七十五番十二から同番十四まで

●東京都告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

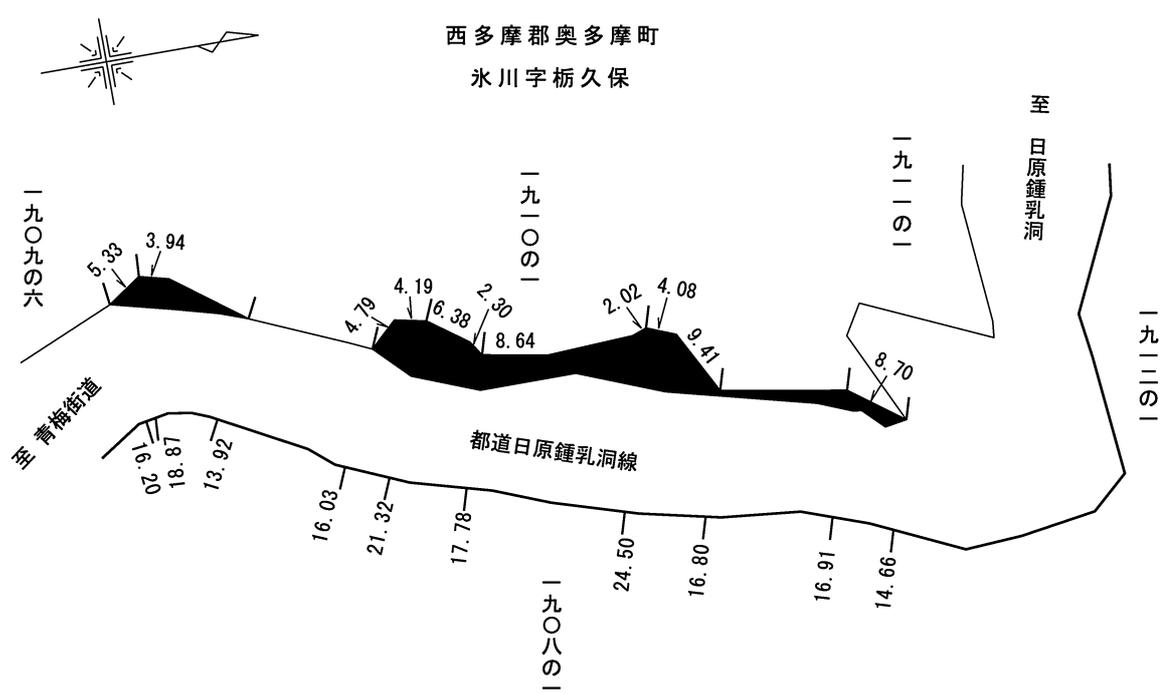
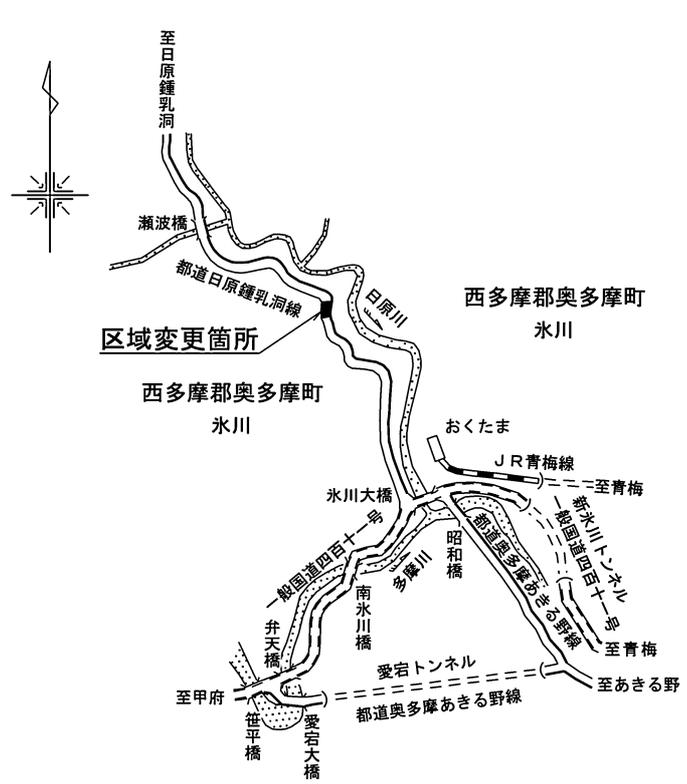
- 一 路線名 日原鍾乳洞
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町氷川字栃久保千九百十番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図  
西多摩郡奥多摩町氷川地内

編入区域  
 延長 八五・八二メートル  
 面積 三一七・五七平方メートル

都道  
 一般国道



告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第百十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により、東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)を次の期日に行う。

なお、選挙すべき議員の数は二である。

令和五年十月六日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和五年十月十五日

東京都選挙管理委員会告示第百十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和五年十月十五日執行の東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年十月六日

東京都選挙管理委員会

場所 立川市柴崎市民体育館

立川市柴崎町六丁目十五番九号

日時 令和五年十月十五日 午後九時

東京都選挙管理委員会告示第百十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定により、令和五年十月十五日執行の東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和五年十月六日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会告示第百十七号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和三十八年東京都条例第三号)第三条第一項の規定により、令和五年十月十五日執行の東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和五年十月六日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限 令和五年十月六日 午後五時

公告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十月六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 西友下井草店
二 店舗所在地 杉並区下井草二丁目四十一番八号
三 設置者名 森田興業株式会社
四 意見
ア 聴取者 杉並区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 令和五年九月十二日

縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

縦覧期間

令和五年十月六日から同年十一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)における告示について

令和五年十月十五日執行の東京都議会議員補欠選挙(立川市選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年十月六日から同月二十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。

令和五年十月六日

東京都選挙管理委員会

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円

六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001